

③ 動物の飼い主の責任

動物の飼い主は、命あるものである動物の所有者としての責任があります。動物の種類や習性などに応じて適正に飼い、動物の健康と安全を守るとともに、動物が人に危害を加えたり、糞尿や毛などで周囲に迷惑を及ぼすことがないように努めなくてはなりません。また、むやみに繁殖させることのないように、不妊去勢手術などをすること、動物どうしや動物から人にうつる病気（感染症）の知識をもち予防に注意すること、動物が自分の所有であることを明らかにするためにマイクロチップなどの標識をつけることに努めなくてはなりません。

④ 周辺の生活環境の保全

きちんと管理できる数を超える動物を飼うことによって、悪臭や騒音などで周辺の生活環境が損なわれている場合、都道府県知事や政令市の長が飼い主（所有者）に対し、改善の勧告や命令を行います。



⑤ 動物取扱業の規制

動物取扱業を営むときは、動物を適正に取り扱うための基準を満たした上で、都道府県等に登録をしなければなりません。都道府県等の動物愛護担当職員は立ち入り検査を行い、施設や動物の取扱方法などに問題がある場合は、都道府県知事や政令市の長は改善するように勧告や命令を行います。また、悪質な業者には、登録の拒否や取り消し、業務の停止命令を行います。

⑥ 危険な動物の飼養規制

人に危害を加える恐れのある動物として国（政令）が定めた危険な動物（特定動物）を飼う場合は、都道府県等の許可を受けなければなりません。

飼い主は、マイクロチップなどで動物の個体識別ができるようにし、動物が脱出できない構造の施設を設けてきちんと管理しなくてはなりません。